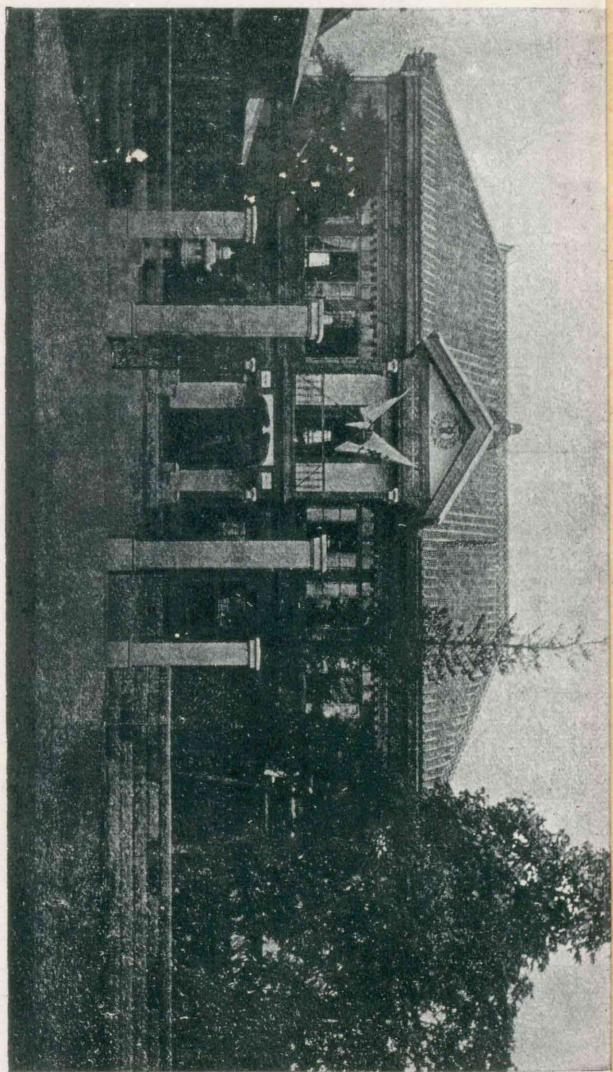
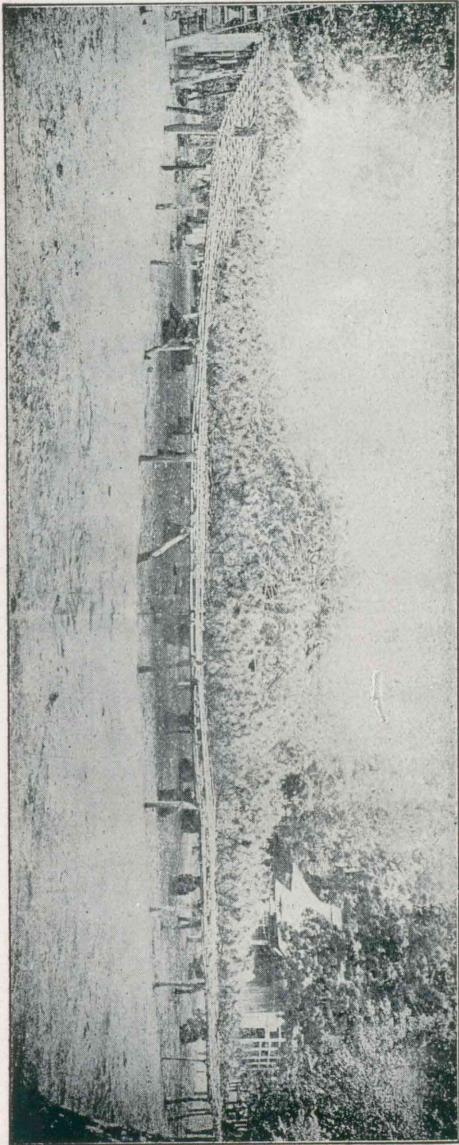


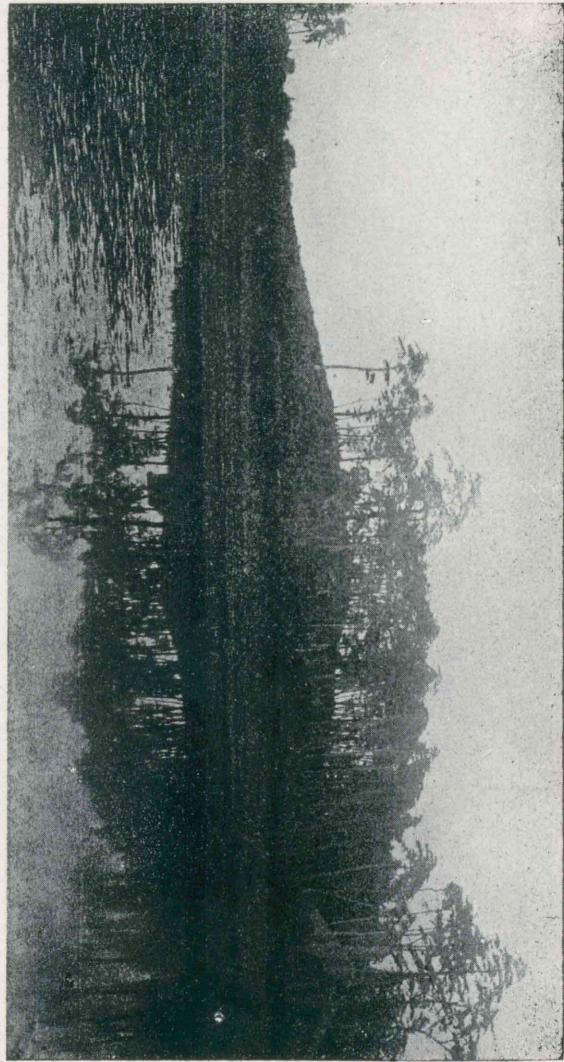
K586
400



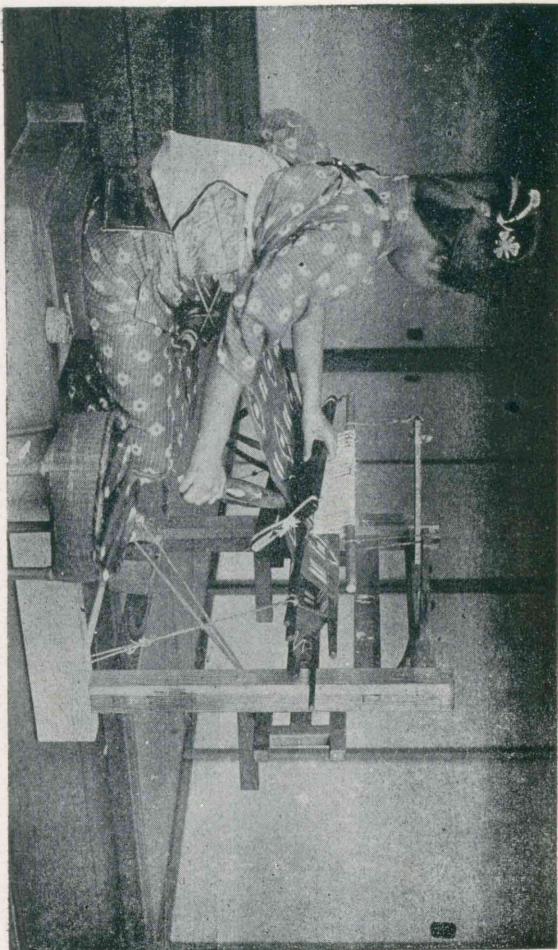
伊勢崎織物同業組合事務所

老の松の記





伊勢崎公園



機

織

机織り大野

伊勢崎織物案内

○伊勢崎織物の起源及沿革の一斑

伊勢崎織物は今を距る二百年内外即ち享保年間其端を開き文化の頃に至り稍世間に知らるゝに至れりと云ふ而して當時織出したる織物は地方の農民農間を利用し各自手製の熨斗絲玉繭絲を原料としそれに草根木皮の類を以て栗皮色茶色鼠色等の染色を施し一種の織物を産出したるもの即ち今日伊勢崎織物として滿天下の稱賛を博する織物産出の原始にして當時其織物の量目は一疋に付き二百六七十目乃至三百目位にして其地質頗る堅緻なりしのみならず配色上極めて滋味を帶びたりしなじて普通着尺品として世の嗜好に投し追々顧客の注文を受くるに至れりと雖も如何せん農間の副業たるに過ぎざるを以て其産額微々として振はず僅かに地方の商人又は製造家自親に之れを武州本庄或は深谷等に持行き全地に販賣し全地の商人は之れを該地方産出に係る秩父縞と混交し京坂其他の方へ搬出したるを以て今猶伊勢崎縞を呼んで秩父縞と稱するに至れり降て文政の頃には地方の機業追々發達の状勢を呈し自己の資本を以て他人より原料絲を買入れ之れに相當の染色を施し種々の縞組を爲し自ら之れを製織し又は他人に委托し販織せしめ所謂元機屋なる一個の機業家を生し從て染

色上にも種々の改良を加へ殊に天保初年の頃よりして在來の黒地色に代ふるに藍紺色を用ひるに至りたるを以て染色上一面を開き倍々世の好評を博し販路大びに擴張し顧客の注文は直接地方の商人又は製造家に照會し来るの盛況を呈するに至りたるを以て茲に初めて伊勢崎町に太織賣買市場を特設するに至れり之れ今日地方織物に日本製固有藍玉を専用する一大素因にして全く染料其物の強固なる性分を有するに由るへきは勿論なりと雖も亦以て古來の信用をして永遠に保持せんとするものなきにあらざるなり

又色染法即ち方言「マザキ」絲と唱ふる縞絲の染色に對する沿革の一斑を云はんに維新前に在りて本邦在來の染料を應用したるに過ぎずと雖も維新後明治八九年の頃「アーリン」色素の輸入に際するや當業者深く其染法を窮め一見色澤の美麗なるに心醉し濫用粗染の結果其織物をして甚しき變性褪色せしむるに至りたるを以て古來強色的好評を博したる地方織物も頓に其聲價を失墮し販路日に縮少し又如何ともすべからざるの悲境に陥りたるを以て地方有志者種々奔走の結果當業者相圖り之れが制裁法を設くる爲め明治十四年伊勢崎太織會社てふ名稱の下に同業團体を組織し共同制裁の方法を講究し製品検査の方針を實行するに至れり之れ即ち伊勢崎織物同業組合組織の濫觴なりと雖も當時輸入色素濫用の弊害は滿天下に瀰漫し其勢ひ當るべからざるのみならず其方法單に粗製品撲滅策の一方に傾き未だ染法の如何を講するに至らざりしか故に充分其効果を收むること能はざりしを以て明治十八年頃に至り特に染色技師を聘し専ら當業者をして染色法を講習せしむると同時に一層製織法を限定し例へば地方織物の原料系質は純絹絲(野蠶絲を除く)を限り染料品に對しては紺色は日本製固有玉藍とし色染色素は「アリザリン」屬の外之れが使用を嚴禁するか如く一定の製造法を確定し且其製造者の責任を明瞭ならしむる爲め各織物の兩端(織初め及織切りを云ふ)には必ず白絲一寸以上を織込ましめ之れに各製造人の氏名及び尺幅等を明記せしむる等の方法を設け製產品に對しては毎品に就き嚴密なる検査を爲し其證印を受けたる上にあらざれば之れを賣買市場に持出さしめざるこざいなしたるを以て一時失墮したる聲價は追々回復の順境に向ひたるのみならず他地方に卒先し之れが改良の方法を勵行したる爲め一層顧客の信用を得其產額の如き之れを往時の全盛時代に對照するも殆んど數倍の増進を視るに至れり是れ全く地方織物が今日の如き斯業界に歡迎せらるゝ一大源因なり然り而して爾來世運の發達嗜好變遷の趨勢等に鑑み明治二十五六年以降絹絲の原料に絹絲紡績の應用を試みたりしに織物の地合平滑にして一見糸織の體裁を供へ加ふるに地質の堅牢に至ては敢て在來の太織と異なる所なきのみならず價格の點に於ては殆んど二三割方の廉價を以て購入し得らるゝが故に需用者の嗜好に投し其產額の如き日月に增加の一方に傾き今日に至りては終に在來の太織を壓倒するの盛況を呈するに至れり是れ蓋し價格の廉價にして地合の優美なるに由り多大の嗜好を招きたるものならん之れ即ち純絹伊勢崎縞に對する大体の沿革にして近來絹綿交織の

需用も日増に盛大を極むるに至りたるを以て組合定款により純綿ものと一見識別し易きため交織物に限り兩耳糸中に赤絲二筋を織通すべき規定を設け且交織ものに對しては實用に妨げなき範圍に於て使用色素の限度を斟酌し可成安價に製織し得らるゝの道を開き勉めて一般需用者の便益を圖るに至れり

以上掲記したる所は伊勢崎織物一般に對する沿革の梗概にして之れを要するに伊勢崎織物は其種類殆んど着尺品の一種に過ぎざるを以て可成需用の範圍を擴張すると同時に實用上欠くへからざる原綿及染色の堅固を要するの一點に至りては古來よりの方針を確守し倍其効用をして永遠に發揚せしむるを以て唯一の目的となすものなり

○伊勢崎織物の種類

伊勢崎織物は從來太織の一種に過ぎざりしも維新以來一般嗜好の變遷と斯業の發達とに伴ひ種々多様の着尺品を織出すに至れり今試みに其重なるものを列舉すれば凡そ左の如し

一 線 織 類	一 節 織 類	一 綾 織	一 風 通 織	一 解 <small>ホグ</small> し織
一 御 召	一 編 紹	一 吉 野 織	一 菩地等の類	

以上列舉したるものは單に其種類名稱の異なるもののみにして素より純綿織あり絹綿交織ものありを略せり

て上下一般の需用に適し之れか縞模様に至ては千様萬態時々の流行を追ひ種々の意匠を凝らし嶄新にして且優美を極め殊に絣織の如きは天下無敵の好評を博し隆々進歩の状勢を呈するに至れり加ふるに海外輸出品として羽二重甲斐絹薄琥珀等の織物なきにあらずと雖も茲には内地用品に限り之れを略せり

○伊勢崎織物の產額及價格

伊勢崎織物の產額は去る明治十四年太織會社組織以來織物產出の都度一反若くは一疋毎に検査證を貼用せしむるを以て右證紙賣下數に依り調査したるものありと雖も今茲には最近拾ヶ年間の產額及び價格を揚げ地方織物の現況を表示せんとす而して猶一言を付記せんと欲するは地方織物が他地方織物の盛衰起伏殆んど當なきに反し一定の標準を保ち秩序的進歩の状態を呈するの一事之れなり是れなし地方織物は千百の製造家ありと雖も何れも組合定款の下に一定の制限を守り製織するを以て製品上一定の組織を守り殆んど精粗の別なく信用に厚薄の差なきが故なり之れ蓋し他地方織物と其趣を異にし巍然として競争以外に獨歩する所以なり依て茲に本機會を利用し顧客年來の好意に對し日増に盛大を極むるの事實を證明し聊か感謝の微意を表せんと欲するものなり

○伊勢崎織物產額及價格表

六

年次	產額	價格	壹疋平均價格
明治三十三年	三六四、〇四八	三、三八五、六六七、四〇七 <small>兩</small>	九、二三三
明治三十四年	三〇九、八一四	二、五〇六、五一七、七九〇	八、〇九一
明治三十五年	三四四、八一一	三、四八五、七二一、六六七	八、〇一七
明治三十六年	三四二、七四四	二、六二六、五八八、八五〇	七、五四〇
明治三十七年	二一四、五一五	一、四八三、七〇三、八七〇	六、九六〇
明治三十八年	三四一、五一五	二、八六四、三五四、〇八〇	八、三八〇
明治三十九年	五一八、五八一	四、七四五、四七二、一〇〇	九、一四〇
明治四十年	五二三、六七〇	四、八四〇、〇六六、五三〇	九、二四〇
明治四十一年	六〇一、三〇八	四、八四六、二〇〇、〇〇〇	八、五九〇
明治四十二年	六八三、八八一	四、八八八、六一〇、六六〇	七、一五〇

備考

本表三十七年に於て多大の減額を示したるは云ふ迄もなく戰役の打撃と織物稅新設の影響とに由りたるものなり

○伊勢崎織物の特色

伊勢崎織物は古來實用向を以て唯一の目的となすか故に何種の織物を問はず一定なる制裁の下に製造せしむるを以て一種獨得の品性を有するは自然の結果にして他地方織物の一時的聲價を博せんとするものとは勢ひ其趣き異にせざるを得ず試みに看よ他地方織物にして古來の染法を固守し紺色に日本製藍玉を用ふるもの何れの地に之れを求むるか又色染染料「アリザリン」色素のみを専用したる織物何れにあるか偶々右等の染料を用ひたりと自稱するものなきにあらざるべしと雖も之れ等の自稱は單に名のみに過ぎずして一時を瞞着せんとするの猾手段に外ならず若し之れが眞偽を試みんとせば請ふ地方織物に就き日光に晒し雨露に打たせ洗濯摩擦等種々の方法を以て實地に驗せられんことを果して如斯せらるゝに至らば地方織物の眞價は忽ち其効果を現はし古來獨得の特色は云はずして發輝するに至らんのみ

○伊勢崎織物の賣買手續及買繼商

伊勢崎織物の賣買は至つて輕便にして何人にも一枚の端書にて注文し得らるゝなり而して同織物の賣買定日は毎一六にして一定の市場ありて當日は地方千百の機業家何れも自己の製造品を市場に

持出し買繼商なるものありて市場に出店し各地の注文に應し機業家の製品を實見し取引直段を定むる仕組にして注文主は直接機業家に注文せずして買繼の手を經て買取るものなり之れ注文主の種々なる便利あるが爲め古來此方法に由るものにして例へば注文品にして萬一にも織疵染むら等は勿論規定外の染料若くは絲質に注文外のものを使用したる時は其責任をして買繼商に負はしめ何時にても品物の引換又は破談等を引受けしむるのみならず荷造運搬の如き一切之れを取扱はしむるが如き便利あるが故なり尤も買繼商に對しては注文主より手數料として買入價格の一分乃至一分五厘を仕拂ふべき規定なりと雖も右等の如き僅少の手數料に對し買入品一切の責任を負はしむるもの故何人にも買繼の手を經ざるもの之れなきに至れり之れ普通一般の賣買方法にして之れに加ふるに商取引の上に於ては市場附近に伊勢崎、群馬商業の二銀行ありて取引上種々の便利を與ふるを以て賣買相互間の至便なるは茲に喋々を要せざる所なり而して機業家對買繼商間の關係は相互の約束により一定せずと雖も顧客に關係なきを以て之れか省き單に各買繼商店の氏名住所を詳記し江湖顧客の便に供せんとす

伊勢崎町在住買繼店左の如し

群馬縣佐波郡伊勢崎町字新町

吳服太物商兼買繼商 下 山 求 平

全 全 町字本町二丁目

全 上 羽 尾 勘 七

全 全 町字本町一丁目

全 繼 商 下 城 好 雄

全 全 町字本町三丁目

全 上 光 山 仁 三 郎

全 全 町字本町二丁目

全 上 石 倉 泽 次 郎

全 全 町全 町

上 設 樂 龍 藏

群馬縣佐波郡伊勢崎町字本町一丁目

買 繼 商 設 樂 俊 一 郎

全 全 町全 町

全 上 福 島 德 三 郎

全 全 町全 町

全 上 二 色 平 八

全 全 町全 町

全 上 竹 内 登 一 郎

中 里 峯 次

桐生町より出張店左の如し

群馬縣山田郡桐生町字二丁目

桐生足利伊勢崎各織物買繼商

書上文左衛門

全全上五丁目

小野里喜左衛門

以上以

○伊勢崎織物に對する同業組合の責任

伊勢崎織物同業組合は去る明治十四年伊勢崎太織會社なる名稱の下に同業團体を組織し粗製濫出の弊害を矯正したる以來或は法律規則の頒布に從ひ或は便宜の必要に應じ時に其組織等に變更を加へたる所なきにあらずと雖も其目的さすべき共同の利益を増進すると同時に共同制裁を勵行して以て地方織物の信用を保持せんとするの一點に至りては多年一日の如く今日に持續したるものにして今現時の組合組織如何を一言すれば第一部織物製造第二部買繼商第三部染色業第四部原料絲商第五部染料商第六部織物實織業の六部員を以て組織し之れが地區内は群馬縣佐波郡を中心とし之れに新田郡勢多郡の幾分を包括し東西七里南北五里餘の廣きに亘り組合員の多數なる幾千を以て算するに至れり是れ組合組織の大体にして今本組合が組合員の製產品に對し如何なる方法を以て如何なる責任を有するかは大に地方織物の信用如何に關係あると同時に又組合の面目として公言せざるべからず抑し地方織物は上文叙述したる如く専ら實川上に重きを措くの目的なるが故に組合定款を以て原

料の絲質及染料の種類を限定し毎品検査の方針を勵行し検查済賣品に對しては組合に於て各織物の兩端弁に其綾絲若くは文庫紙等に登録標章を經たる(馬首の)検査證を貼付し之れに検印を押捺し以て組合の公認せし織物たることを證明するの規定なるを以て検査印の押用しある賣品中萬一にも原料の絲質若くは染料等に於て規定外のものを使用したる不正品なることを發見し組合に對し照會せらるゝに於ては購買者の何人たるに拘はらず組合は其責任の全部を負擔し之れが代金を辨償するか又は他品を以て交換するか一に顧客の希望に任ひせ即時代辦の方法を實行するは本組合組織以來の慣行にして又最も本組合特有の公德として天下に誇稱する所なり然れ共元と之れ正當商品に對する當然の義務にして敢て自負するの價值なきに似たりと雖も世間此種の商品に對し能く此本務を盡し取引上の徳義を尊重するもの果して何處にかかる之れ本組合が特有の公德として誇稱する所にして又此公德の高底に由り地方織物が今日の如き赫々の名聲と隆々の信用とを博し得たる一大原因なりと信するか故に組合は倍之れが實行に全力を傾注しつゝあるを以て大方の諸君請ふ試みに實物に就き其真偽如何を驗せられんことを

○伊勢崎町の位地と其交通

伊勢崎町は上州屈指の市街にして舊酒井下野守の城址ありて戸數三千五百餘人口二萬有餘を有し其位置たる群馬縣廳所在地なる前橋を距ること四里桐生を離ること五里の中央に位し百貨此に輻輳し物産此に集散するの要地にして鐵道線路の如き東武線延長以來伊勢崎驛(院線及新伊勢崎驛(東武線))の兩停車場ありて東京との往復は僅かに六時間餘にして辨じ得るに至りたるのみならず前橋より中仙道線に接續し高崎驛よりは信越線に聯絡し野州小山驛よりは奥州線及び水戸線日光線等に接續し交通運輸の便を極め本邦機業地として其名海の内外に噴々たる桐生足利は一日中數回の往復を爲すを得べきを以て彼我物産販路上の便益鮮ながらす今試みに伊勢崎驛より上文各驛間鐵道線路の距離を列舉すれば左の如し

一 東京を距る	(前橋高崎を経るもの)	七	十	七	哩
一 全	(東武線淺草驛に直行するもの)	七	十	哩	
一 小山	驛を距る	四	十	三	
一 足利	驛を距る	二	十	三	
一 桐生	驛を距る	八	十	三	
一 前橋	驛を距る	三	哩	哩	
一 高崎	驛を距る				
以					



馬
縣佐波郡伊勢崎町
株式會社伊勢崎銀行
奉
來おき

線毛兩

三

全全全年全年

後前

七
時時時時時時時時
二十一
十五
十六
二十一
三十一
二十一
二十一

全全午全全全全午

後前

六四二十一十八七五京駕
時時時時時時時行發
四三四四四四五十五五
十十十一十一一一一十八
四九一三五分分分分分分
令令令令令令令令令令

全全全午全全全

前

正峰駕案
七五三一十九七六時時時時時時時時時時時時三三三三三三三三三十十十十十十十五五五五五五分分分分分分分